Ⅱ中心市街地の位置及び計画区域

1 位置

本市の中心部は、東三河地域の中心として、商業機能、行政機能、業務機能、交通機能等の集積が図られ、様々な経済活動、文化活動等が営まれています。このような重要な役割を担ってきた地域の元気をなくしていくことは、本市のみならず東三河地域全体の活力を低下させることに結びつく大きな問題と考えます。そのため、歴史的な経緯や既存の集積を踏まえて、本計画においても、豊橋駅を中核としたエリアを中心市街地とします。

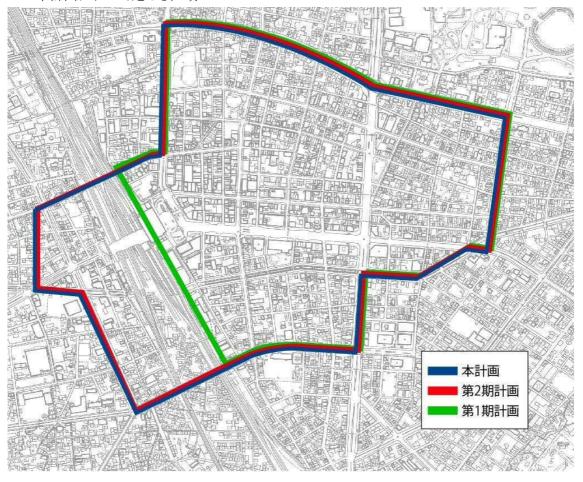


2 計画区域

(1)計画区域設定の考え方

これまでの豊橋市中心市街地活性化基本計画では豊橋駅を中核としたエリアを計画区域としており、 内閣府の認定を受けた第 2 期計画の区域(約 125ha)内では、市街地再開発事業やにぎわい創出のた めの各種イベントの開催、コミュニティの形成や人材交流の基礎づくりなど様々な取り組みが行われてい ます。今後、これまでの計画の成果を持続させながら地理的利便性を活かし、国や県、中心市街地で活 躍する様々な市民・事業者・大学などと連携を深めながら、さらなる都市機能集積とにぎわいの創出に取 り組むため、第 2 期計画と同様の下記図に示す約 125haを本計画の区域とします。

■本計画において定める区域 125ha



(2)中心市街地の目指す姿の実現に向けて

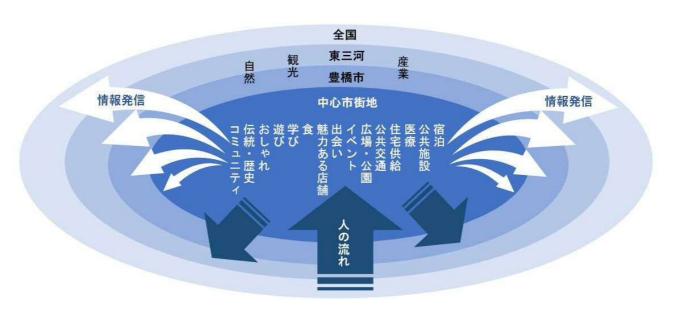
本市の中心市街地をさらに活性化させるためには、東三河の玄関口にふさわしい魅力を創り、または発見し、それらを発信すること、豊橋駅前という拠点の利便性の高さを活かしていくこと、市民が中心市街地に親しみを持てる機会を創出していくことが重要です。また、豊橋駅や公共交通、駐車場等の都市基盤の利便性を確保し、中心市街地において都市機能の集積や居住誘導を促進させることで、集約型都市構造の実現に向けたまちづくりにおける重要拠点の役割を果たしていくことが求められています。

そこで、豊橋駅を核としてさらに商業・業務・サービス機能を集積させ、その周辺では、都心居住者や 市民の生活を支える生活商業機能を配置して都心居住を促進していきます。同時に中心市街地のにぎ わいの拠点と、それらをつなげる「通り(軸)」を、居心地が良く歩きたくなる空間になるよう、官民連携によ り積極的に進めていきます。

これらの施策を選択と集中により効果的に展開するとともに、中心市街地を訪れる機会をさらに提供するほか、この中心市街地を舞台に活躍する商業者や諸団体等、様々な人々が関わりを深め、これからの時代にふさわしい中心市街地づくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による価値観や暮らしの変化を機敏に捉え、感染リスクの軽減 と経済活動のバランスを保ちながら、サテライトオフィスの設置など、企業の新しい働き方に合わせた事業 展開をしていくことも必要となります。

東三河の玄関口にふさわしい「中心市街地」



■これからの中心市街地のエリアイメージ

